

鍋島学術奨励賞 規定

2018 年 5 月 07 日制定

2019 年 2 月 10 日改訂

2022 年 3 月 14 日改訂

2023 年 3 月 20 日改訂

1. 設 置 日本精神薬学会は、顧問である鍋島俊隆先生の篤志により若手の精神科領域で活躍する薬剤師の研究支援を目的とし、鍋島学術奨励賞を設ける。鍋島学術奨励賞の副賞は鍋島俊隆先生からの篤志を原資とする。鍋島学術奨励賞は鍋島俊隆先生の神経精神薬理学分野での学際的なご活躍とご貢献を鑑み、精神科領域において将来性のある優れた若手の薬剤師に授与する。

2. 名 称

名称は鍋島学術奨励賞（日本精神薬学会 フレッシュャー／ヤング学術奨励賞）とし、英文名称は Nabeshima Prize (The Japanese Society of Psychiatric Pharmacy Fresher Investigator Award / Young Investigator Award) とする。

3. 対 象

対象は、申請年度 3 月末時点で、以下 1) ～ 3) の条件を満たすものとする。

受賞は年 2 名程度とし、①フレッシュャー学術奨励賞：薬剤師として勤務経験が 1 年以上、5 年以下で 40 歳未満の場合と②ヤング学術奨励賞：薬剤師として勤務経験が 6 年以上で 40 歳未満の場合の いずれかへの申請とする。尚、本賞の②を受賞した者は再度応募する事は出来ない。

- 1) 受賞候補者の年齢は申請年度の 3 月末時点で 40 歳未満とする。
- 2) 推薦日時点において、受賞候補者の会員歴が 3 年以上である。
- 3) 本学会総会・学術集会での発表歴（筆頭演者）が 1 回以上ある。

4. 推 薦 鍋島学術奨励賞の推薦者は、本人以外の本学会評議員とする。推薦者は、下記の書類を授与年の募集案内に記載した期日（3 月～5 月末日：消印有効）までに「一般社団法人 日本精神薬学会事務局付 鍋島学術賞選考委員長」宛てに配達記録の残るもので提出する。

1) 応募申請書類（様式 1）

※ 1. 履歴書、2. 評議員推薦、3. これまでの精神科薬剤師としての実務的・学術的な概要、4. 今後の精神科薬剤師としての展望、5. 原著論文（査読あり）・総説のリスト（筆頭論文あるいは共同論文）、6. 本学会総会・学術集会（筆頭演者あるいは共同演者）および他の学術学会（筆頭演者のみ）での発表リスト。ただし、5 と 6 は薬剤師として勤務経験時の業績であり、学部・大学院時は含めない。社会人大学院期間での業績の取扱いについては、主論文以外は業績に含めることができる。また①の受賞歴は 1 に記載し、②に応募する場合には①での実

績や業績は含めず、受賞以降について3～6を記載する。

2) 応募申請者の履歴書

3) 代表論文：①フレッシュャー学術奨励賞：薬剤師として勤務経験が1年以上、5年以下で40歳未満への応募の場合は1編以上、5編以内の別刷、②ヤング学術奨励賞：薬剤師として勤務経験が6年以上で40歳未満への応募の場合は2編以上、5編以内の別刷

5. 表彰 鍋島学術奨励賞は賞状および副賞とし、授与式は日本精神薬学会総会・学術集会期間中に鍋島俊隆先生あるいは理事長等より表彰する。受賞者はその成果をまとめ、受賞年度の総会・学術集会において受賞講演を行う他、一般社団法人日本精神薬学誌に応募概要に関する総説として、受賞記念論文として発表するものとする。

6. 選考

1) 鍋島学術奨励賞の選考は、鍋島学術奨励賞選考委員会にて行う。

2) 本学会総会・学術集会での発表や学会誌への掲載も選考基準となる。

3) 学会事務局は、推薦書類を事前に選考委員に送付する。

4) 適任者がいない場合は選出しない場合がある。

5) 鍋島学術奨励賞選考委員会は受賞者を決定し、委員長は該当者なしの場合を含めて理事長に報告する。委員長は本学会総会・学術集会の際に開催される理事会に選考経緯および結果を、また評議員会に選考結果を報告する。

付則 本規定を変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。

以上